

○立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科研究科則

2012年2月17日

規程第949号

(趣旨)

第1条 この研究科則は、立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第49条の2にもとづき、テクノロジー・マネジメント研究科の授業科目、修了に必要な単位数、単位認定その他の教育課程に関する事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本研究科は、科学技術の価値を理解し、未来をデザインすることを通じて、社会発展に寄与する知識や技能・能力を持った人材を養成することを目的とする。

2 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程は、経営マインドのある技術者、技術を最大限に活かすことのできる経営者など、未来をデザインすることを通じて、社会発展に寄与する人材の育成を目指す。加えて、技術経営の概念、方法論を身につけ、企業および社会における価値創造に指導的役割を果たし、グローバルに活躍できる自由にして進取の気風に富んだ人材を育成することを目的とする。

3 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は、企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化する研究者の育成を目指す。技術者・経営者など、技術経営の実践者としての経験を学問研究の場にフィードバックし、企業などにおける実践を普遍的、体系的概念や方法論に昇華し形式知化し、グローバルに活躍できる自由にして進取の気風に富んだ人材を育成することを目的とする。

(英文表記)

第3条 研究科、専攻および課程の英文表記は次の各号のとおりとする。

(1) テクノロジー・マネジメント研究科

Graduate School of Technology Management

(2) テクノロジー・マネジメント専攻

Major in Technology Management

(3) 博士課程前期課程

Master's Program in Technology Management

(4) 博士課程後期課程

Doctoral Program in Technology Management

(入学時期)

第4条 本研究科の入学時期は、4月および9月とする。

(授業言語)

第5条 本研究科での授業言語は、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程は日本語、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程は日本語または英語とする。

(教育課程の編成)

第6条 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程の授業科目は、基礎科目、コア科目、プログラム科目、展開科目および研究指導科目に分類して配置する。

2 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の授業科目は、特別研究科目として配置する。

3 前2項に定める授業科目のほか、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程およびテクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程に研究科横断科目を設ける。

(授業科目)

第7条 本研究科が開設する授業科目の名称、単位数、授業方法、必修科目・選択科目・自由科目の別および配当年次は、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程においては別表1、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程においては別表2のとおりとする。

2 研究科横断科目の授業科目の名称・単位数、授業方法、必修科目・選択科目・自由科目の別および配当年次は、立命館大学大学院研究科横断科目規程に定める。

(他の大学院または本大学の他の研究科における授業科目の履修)

第7条の2 大学院学則第37条にもとづき、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の大学院または本大学の他の研究科の授業科目を履修させることがある。

2 前項の規定により授業科目を履修して修得した単位は、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 大学院学則第38条にもとづき、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程に入学する以前に大学院(外国の大学院を含む)において修得した単位は、次の各号に定める単位数を上限に、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程において履修し、修得したものとみなすことがある。

(1) 立命館大学科目等履修生規程によりテクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程の設置科目を履修し、修得した単位 15単位

(2) 他大学を含む本研究科以外の大学院において修得した単位 4単位

2 前項にかかわらず、本大学院理工学研究科、情報理工学研究科および生命科学研究科の各専攻博士課程前期課程からテクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程に転入学した者が、転入学する以前に当該研究科において修得した科目は16単位を上限に、テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程において履修し、修得したものとみなすことがある。

3 前項の規定により修得したものとみなす単位は、研究科教授会の議を経て、研究科長が認定する。

(テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程において修得したものとみなすことができる単位の上限)

第8条の2 第7条の2ならびに第8条第1項および第2項によりテクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程において修得したものとみなすことのできる単位は、合わせて20単位を上限として、修了に必要な単位に含めることができる。この場合において、第7条の2および第8条第1項第2号の規定により修得したものとみなすことができる単位は、合わせて4単位を超えてはならない。

(博士課程前期課程の修了に必要な単位数)

第9条 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程の修了に必要な単位数は、別表1の授業科目より、コア科目から6単位ならびに「技術経営研究Ⅰ」および「技術経営研究Ⅱ」の計4単位を含めて34単位以上とする。

(博士課程後期課程の修了に必要な単位数)

第10条 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程の修了に必要な単位数は、別表2の特別研究科目から8単位以上とする。

(博士課程後期課程の早期修了の申請)

第11条 次の各号に定める事項を全て満たす見込みがある者が大学院学則第32条第2項により修了すること(以下「早期修了」という。)を希望する場合、研究科長に申し出ることができる。

(1) 大学院学則第32条第1項に規定する修了要件を満たすこと。ただし、在学期間に関する要件を除く。

(2) 大学院学則第32条第2項に規定する在学期間を満たすこと。

(3) 量的および質的に優れた研究業績をあげること。

(早期修了候補者の認定)

第12条 研究科長は、前条の申出があった者について、審査のうえ、研究科教授会の議を

経て申出を認めることがある。

(博士課程後期課程における早期修了者の認定)

第13条 前条により早期修了の申出を認められた者が、第11条の各号に定める事項を全て満たした場合、研究科長は、研究科教授会の議を経て早期修了を認めることができる。

第14条 削除

(改廃)

第15条 この研究科則の改廃は、テクノロジー・マネジメント研究科教授会の議を経て、大学協議会で行う。

附 則

- 1 この研究科則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2012年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (2012年3月16日 教学委員会の設置に伴う一部改正)

この研究科則は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2013年1月28日 改廃手続の変更に伴う一部改正)

この研究科則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2014年1月28日 立命館大学学位規程の一部改正および選択科目の追加に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2014年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第14条については、2014年1月28日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2015年1月27日 授業科目の追加および名称変更、教育職員免許状資格課程の廃止等に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (2015年4月21日 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行に伴う一部改正)

この研究科則は、2015年4月21日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則 (2016年2月19日 大学院学則の変更、科目区分の追加、授業科目の追加および削除等に伴う一部改正)

- 1 この研究科則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
- 3 前2項にかかわらず、改正後の第1条は2015年4月1日から適用する。
 附 則（2017年2月17日 第7条別表2 研究指導科目の配当年次の変更に伴う一部改正）
 - 1 この研究科則は、2017年4月1日から施行する。
 - 2 前項にかかわらず、2017年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
 附 則（2023年1月13日 教学改革によるテクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程における選択科目の廃止および科目区分の名称変更に伴う一部改正）
 - 1 この研究科則は、2023年4月1日から施行する。
 - 2 前項にかかわらず、2022年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
 附 則（2024年7月26日 教学改革による教育研究上の目的の変更、授業科目の追加および削除ならびに入学前の既修得単位の認定および他大学院または他研究科の授業科目の履修の追加ならびに研究科横断科目の設置に伴う一部改正）
 - 1 この研究科則は、2025年4月1日から施行する。
 - 2 前項にかかわらず、2025年3月31日に在籍する学生については、なお従前の例による。
 ただし、改正後の第6条第3項および第7条第2項は、2025年3月31日に在籍する者に適用する。

別表1 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程前期課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	必修・選択・自由の別	配当年次
基礎科目	技術経営論Ⅰ	2	講義	選択	1・2
	技術経営論Ⅱ	2	講義	選択	1・2
コア科目	技術基盤企業の経営戦略	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業のマーケティング	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業の財務会計	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業のファイナンス	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業の経営組織論	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業の人的資源管理	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業のITマネジメント	2	講義	選択	1・2

	技術基盤企業のプロジェクトマネジメント	2	講義	選択	1・2
	技術基盤企業のリスクマネジメント	2	講義	選択	1・2
	意思決定論	2	講義	選択	1・2
	データアナリティクス概論	2	講義	選択	1・2
	研究デザイン論	2	講義	選択	1・2
	MOTデザインプロジェクト	2	講義	選択	1・2
プログラム 科目	プラクティカム I	2	実験・実習	選択	1・2
	プラクティカム II	2	実験・実習	選択	1・2
	Technology Management Basics	2	講義	選択	1・2
	Advanced MOT Academic English	2	講義	選択	1・2
	単位互換履修科目	1~4	講義	選択	1・2
展開科目	価値創出マネジメント	2	講義	選択	1・2
	イノベーション戦略論	2	講義	選択	1・2
	サービスイノベーション	2	講義	選択	1・2
	知的財産戦略論	2	講義	選択	1・2
	知的財産権法概論	2	講義	選択	1・2
	ブランドデザイン戦略	2	講義	選択	1・2
	研究開発戦略	2	講義	選択	1・2
	製品開発論	2	講義	選択	1・2
	ヘルスケア・マネジメント	2	講義	選択	1・2
	バリューチェーンマネジメント	2	講義	選択	1・2
	価値・経済性工学	2	講義	選択	1・2
	生産イノベーションマネジメント	2	講義	選択	1・2
	アントレプレナーシップ	2	講義	選択	1・2
	モデルベースビジネス設計	2	講義	選択	1・2
	新規事業創造論	2	講義	選択	1・2

	企業価値創造論	2	講義	選択	1・2
	デザイン思考とアート思考	2	講義	選択	1・2
	未来デザイン方法論	2	演習	選択	1・2
	未来予測とシミュレーション	2	講義	選択	1・2
	研究開発人材のキャリアデザイン論	2	講義	選択	1・2
	特殊講義	2	講義	選択	1・2
研究指導科目	技術経営演習Ⅰ	2	演習	選択	1
	技術経営演習Ⅱ	2	演習	選択	1
	技術経営研究Ⅰ	2	演習	必修	2
	技術経営研究Ⅱ	2	演習	必修	2

別表2 テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程

科目区分	科目名	単位数	授業方法	必修・選択・自由の別	配当年次
特別研究科目	特別研究Ⅰ	4	演習	選択	1
	特別研究Ⅱ	4	演習	選択	1
	特別研究Ⅲ	4	演習	選択	2
	特別研究Ⅳ	4	演習	選択	2
	特別研究Ⅴ	4	演習	選択	3
	特別研究Ⅵ	4	演習	選択	3